

# ○福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護 審議会規則

〔平成25年3月28日〕  
規則第3号

(目的)

**第1条** この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護条例（平成25年条例第1号）第24条に規定する福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施機関による個人情報の保管等、例外利用等及び事業者に対する措置等に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めた事項に関すること。

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。